

ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ
利用規約

1. 利用対象と利用範囲

(1) 以下の要件を満たす日系スタートアップ企業

- ・①革新的技術や製品・サービスで、社会に新しい価値をもたらすことを目的とし、②具体的な製品またはビジネスモデル・プランを有し、③資金調達などを通じて短期間で事業のスケールアップを目指す企業もしくは起業家
- ・日本国内に活動拠点を有すること。
- ・サービス利用者が、海外展開の責任者等、当該企業の意思決定に権限を有すること。
- ・メンターが英語話者の場合、英語での相談が対応可能であること。

利用可能サービス：2.（1）～（6）記載のサービス

(2) (1)以外の日系企業・機関

- ・日本国内に法人登記をしていること、もしくは自治体、業界団体。
- ・現地への拠点設立、共同研究・開発パートナー・投資先の探索、企業誘致のいずれかを出張目的としていること。

利用可能サービス：2.（1）ブリーフィングのみ

(3) 上記（1）および（2）共通の諸条件

- ・サービス利用後、ジェトロが実施するアンケートやインタビューにご協力いただけること。
- ・代理による申し込みや、第三者への情報提供を目的とした利用は不可とする。
- ・観光目的等ビジネスと関係がないと判断される場合は利用不可とする。
- ・訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ・申し込み者および所属機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、および反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。
- ・公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと。
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業等）に係る応募でないこと。

2. 各サービス利用規定

※拠点別支援内容詳細と記載が異なる場合には、拠点別支援内容詳細を優先する。

(1) 現地ブリーフィングサービス

- ・原則、1拠点あたり1社1回までの利用とします。

(2) 事業戦略立案に関する個別面談[メンタリング]

- ・利用時間は1社あたり、1拠点、最大10時間までとする。・現地直接面談の他、ビデオ通話等での面談実施も可能。なお、メンター等の要望により対面ではなく、ビデオ通話を指定する場合がある。
- ・利用にあたっては、原則として、ピッチ用スライド資料（主として英語版）の提出を必須とする。
- ・メンタリング過程において、現地JETRO担当者もしくは提携先アクセラレーターの判断により利用上限に関わらずサービス提供を中断する場合がある。

(3) 現地パートナー候補・VC等投資家等の紹介

- ・(2) メンタリングを実施した後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。
- ・1社あたり、1拠点、最大3件までとする。・メンタリングを実施した後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行うものであり、紹介を確約するものではない。
- ・現地JETRO担当者もしくは提携先アクセラレーターの判断により利用上限に関わらずサービス提供を中断する場合がある。

(4) アクセラレーター・政府系機関等の紹介

- ・(2) メンタリングを実施した後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。

(5) 現地Meet upへの日系スタートアップの参加アレンジ

- ・(2) メンタリングを実施した後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。

(6) コワーキングスペースの利用

- ・利用可否および期間は、利用可能数および利用申請、現地規制などの状況により、ジェトロで決定する。基本、1社・1拠点あたり3ヶ月を上限とする。前年度以前に同拠点にて上限に達した企業の新年度再利用は認めない。
- ・利用施設や物品の施設・物品に関して、利用者による破損・損傷・紛失等があった場合、その修理・解決に発生する費用は、料金は全額利用者の負担とする。

3. お申込み受付期間

(1) ブリーフィングおよびメンタリング

サービス利用希望日の4週間前～5営業日前

(2) コワーキングスペース

サービス利用開始希望日の2週間前～5営業日前

※拠点により異なる場合がある。

4. 外部委託先への情報提供について

- ・サービス提供のため、申し込み時に記入いただいた申し込み情報及び添付いただくピッチ資料に関しては外部委託先アクセラレーター及びメンターへ提供いたします。

5. 免責事項

- (1) ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）はできる限り正確な情報を提供するよう努力しますが、最終的な情報利用の採否はお客様の責任と判断によります。
- (2) お客様に提供した情報の利用に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）は責任を負いません。

6. 秘密保持

- (1) ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）は、本サービス実施によって知りえたお客様の業務上の秘密を第三者に漏らす、または本サービスの実施以外の目的に利用することなく適切に取り扱います。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除きます。
 - ① 本サービス実施以前に既にジェトロまたは日本台湾交流協会が所有していたとき
 - ② 本サービス実施以前に既に公知になっていたとき
 - ③ 本サービス実施以後、ジェトロまたは日本台湾交流協会の責によらず公知となったとき
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず知得したとき
 - ⑤ 法令により開示義務を負うとき
 - ⑥ 本サービス実施上必要と判断され、公開の承諾を得られたとき

- (2) 本サービスに係わる個人情報は、適切に管理し、本サービスの実施および関連サービスの案内に利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

以上